

函館市企業局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を確保し、公正な入札の執行を図るため、函館市企業局条件付き一般競争入札要綱第2条に規定する入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）および開札の立会いおよび傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(立会いの登録)

第2条 条件付き一般競争入札の入札参加者は、当該入札および開札に立ち会わなければならない。この場合において、立合う者は、入札執時刻の10分前までに立会登録書（様式1）により登録しなければならない。

2 前項において、入札参加者のうち、入札執時刻の10分前までに立会登録書を提出しない者がいる場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会わなければならない。

3 入札執行者は、立会登録書の提出を受けた場合は、立合う者が第1項に該当する入札参加者であることを確認しなければならない。この場合において、入札執行者は、立合う者が第5条に規定する者に該当する場合は、立合いを認めないことができるものとする。

4 前項により立合いを認められた者（以下「立会人」という。）は、当該入札と同時刻に執行する全ての条件付き一般競争入札および開札に立会わなければならない。

(傍聴の申込み)

第3条 条件付き一般競争入札および開札を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、入札執行の時刻までに傍聴申込書（様式2）により申込まなければならない。

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は、入札執行日時ごとに5人とする。ただし、入札会場の都合等により、これを変更することができる。

2 傍聴人は、申込みの先着順によって決定するものとし、前項の定員

になり次第受付を締切るものとする。

(立会いおよび傍聴ができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、条件付き一般競争入札および開札の立会いおよび傍聴ができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札執行を妨害するおそれがあると認められる者

(立会人および傍聴人の守るべき事項)

第6条 立会人および傍聴人(以下「立会人等」という。)は、入札会場においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 開札の結果等について、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、高笑い等をしないこと。
- (3) 飲食または喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札会場の秩序を乱し、または入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

2 立会人等は、入札執行者およびその他職員の指示に従わなければならない。

(写真等の撮影および録音の禁止)

第7条 立会人等は、入札会場において、写真等の撮影および録音をしてはならない。ただし、あらかじめ入札執行者の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第8条 入札執行者は、この要領の規定に違反する行為を行ったと認められる者がある場合は、当該行為を制止し、また、その指示に従わないときは、入札会場から退場させることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年7月2日(以下「施行日」という。)から

施行し、施行日以後にされた公告に係る条件付き一般競争入札について適用する。

- 2 函館市企業局事後審査型一般競争入札傍聴要領（平成23年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 施行日前にされた公告に係る事後審査型入札（函館市企業局事後審査型条件付き一般競争入札要領（平成23年4月1日制定）第1条に規定する入札をいう。）については、旧函館市企業局事後審査型条件付き一般競争入札傍聴要領は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

様式 1

立 会 登 録 書

入札執行日	住所または会社名	氏 名	備考
年 月 日			No.

※ 代理人の場合は、委任状を添付してください。

立会委任状

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

入札者（企業体名）

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

私は、〇〇〇〇に下記の工事（業務）に係る入札および開札における立会いに関する一切の権限を委任します。

記

工事（業務）名

様式 2

傍 聴 申 込 書

入札執行日	住所または会社名	氏 名	備考
年 月 日			No.

注 申込は，入札執行日の午前 9 時から受付します。